

平成 18 年 2 月 24 日

各 位

包括外部監査人 岩 崎 和 文

包括外部監査（下水道事業の財務に関する事務の執行  
及び経営に係る事業の管理）の結果の概要について

「平成 17 年度包括外部監査の結果報告書」の概要は下記のとおりです。

記

1. 包括外部監査の概要

(1) 包括外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

(2) 選定した特定の事件

下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

(3) 包括外部監査の実施期間

平成 17 年 8 月 4 日より平成 18 年 2 月 7 日まで

なお、監査の実施に先立ち特定の事件選定のための資料収集、各局からのヒアリングを実施しました。また、監査に当たっては補助者 5 名を使用しています。

なお、本報告書においては項目毎に結果及び意見について記載しております。この

概要書においては、「<結果>」印が報告書中において結果の欄にて記載した部分を、「<意見>」印が報告書中において意見の欄にて記載した部分を、それぞれ表しております。

## 2. 包括外部結果報告書の概要

### I 平成 16 年度決算上の留意事項（報告書 31 頁～35 頁）

<意見> 汚水及び雨水経理処理方法の見直しにより「みなし償却」を適用拡大した結果、減価償却費が 75 億円少なく計上されています。「みなし償却」は、地方公営企業法施行規則により認められた処理方法ですが、企業会計原則では資産の取得価額から直接控除する会計処理を採用した場合のみ減価償却費を計算しないことが認められており、企業会計上の適正な期間損益計算上は妥当ではない会計処理の方法であると考えます。

<意見> 震災による一般会計補助金カット分 123 億円について、一般会計との負担ルールを今後の会計処理が恣意的にならないよう、調整して決定しておく必要があります。

### II 収入調定と債権管理（報告書 36 頁～53 頁）

#### 1. 水道局への下水道使用料の調定事務の委託契約について（報告書 36 頁～41 頁）

##### ① 委託と直接徴収の区分（報告書 36 頁～38 頁）

<意見> 水道と工業用水を併用する場合には、現状、建設局が直接徴収しています。これは、工業用水は、上水道料金の徴収業務を担当する水道局の各センターでは管理していないことが理由です。しかし、建設局では、水道局から報告を受ける水道使用量及び工業用水使用量にもとづき、下水道使用料を計算し、徴収しています。業務の効率性を高める点及び停水措置のある水道料金と同時に回収するこ

とで債権の徴収不能を未然に防止するという点からは、水道局へ徴収事務を委託するのが合理的と考えられます。よって、水道局への委任範囲を定めた「水道事業管理者委任規則」の見直しを検討することが望まれます。

## ② 委託料（報告書 38 頁～41 頁）

<意見> 下水道相談員の経費については、平成 14 年度制度創設時に、金額は固定とされ、5 年を目途に制度及び金額を見直すものとされています。委託料の計算根拠の妥当性を確保するためには、年 1 回覚書を締結するタイミングで、直近のデータにもとづき、実際に発生すると予想される金額で覚書を締結するほうが望ましいと考えます。

また、下水道相談員の業務内容については、日々の電話等での問い合わせの他、月 2 回の連絡会での報告により、下水道河川部にて、業務内容を把握・監督しているとのことですが、相談員からどのような報告事項があり、どのような問題点が発生しているかに関して、情報として蓄積する必要性からも、後日検証可能な形で閲覧できるように議事録を整備するほうが望ましいと考えます。

一方で、下水道相談員の日報上の相談件数を見る限り、各水環境センターでも対応可能であると考えられます。人件費抑制への取組みが行なわれている中で、下水道相談員制度の必要性を再検討する必要があると考えます。

## 2. 収入調定の流れについて（報告書 41 頁～43 頁）

特にお伝えすべき事項はありません。

## 3. 下水道使用料の収納状況について（報告書 43 頁～46 頁）

<意見> 回収期間が長くなるほど、回収状況が悪化していることから、早期回収に

努めることが重要であり、給水停止措置のとれる水道局に徴収業務を可能な限り委託し、水道料金の徴収と同時に下水道使用料の回収を行なっていくことが有効な方法であると考えられます。

#### 4. 債権管理方法について（報告書 46 頁～47 頁）

<結果> 滞留債権に関して、滞納者別に、現時点までに、建設局として、どのような対処をしてきたか経過を記録した管理台帳が、網羅的に作成されていませんでした。滞納者に対する対処方法としては、一律に、業務マニュアル等（例えば金額基準で、対処方法を定めたもの）で決められたものではなく、単純に督促書を発行する以外にも、業務係の担当者が滞納者に対して個別に電話・訪問による交渉の結果、分割納付の誓約書を入手するものなど、滞納者の個別事情に応じて、担当者の判断にもとづき対処しているのが現実です。したがって、滞留債権管理において、担当者の経験・判断に基づき、いつ、どのようなアプローチを実施したかについて、滞留理由の把握状況、責任者の承認の有無を含めて、検証可能なように管理することが重要と考えられます。また、管理台帳を作成することで、担当者個人の経験に過大に依拠するのではなく、滞留要因と対処方法について、市としてノウハウを蓄積することで、将来の滞留債権の発生防止及び有効な回収方法の検討につながると考えられます。よって、管理台帳の作成を検討する必要があります

<結果> 未収債権に関して、システムにて、個別に未収債権者の残高状況を検索することは可能ですが、未収債権者リスト等の相手先別に残高を一覧して把握できる表は作成されていません。2 ヶ月に 1 度の頻度で実施される調定ごとに、滞留先別の債権残高や、前回の調定以降の回収のために実施した事項等を一覧できる資料を作成し、未収債権に対する取組み状況をタイムリーに、経営管理課長に報告する体制をとることが内部管理上、有効と考えられます。

<意見> 小口の滞納者に対しては、実質、督促書を発行する以外に管理されてい  
ませんでした。小口の債権に関しても、担当者の裁量に任せるのではなく、小口債権の  
定義を含め、一定のルールを設けて運用していくことが必要と考えます。

5. 水道局から建設局への一括返還債権について（報告書 47 頁～50 頁）

<結果> 延滞金に関して、債権回収自体が困難な滞留債権について延滞金まで徴収  
することが困難な状況であることは理解できますが、他の使用者との公平性や、条  
例に基づく適切な業務の執行という観点からすると、条例に基づく厳格な徴収を行  
なうべきです。

<意見> 水道料金債権の 2 年の時効適用に伴い、下水道使用料の未収債権に関して  
も調定から 2 年経過時に建設局に返還されていますが、返還直前まで、水道局にて、  
回収努力が行なわれてきた債権であり、返還後も、督促状況の経緯を含めた個別事  
情に精通している水道局の担当者によって、引続き回収努力が行なわれることは債  
権回収の実効性も高いと判断されます。よって、一括返還後も、建設局側で時効を  
迎えるまでは、未収債権額の把握・検索等の回収活動が効率的に実施できる体制を  
検討する必要があります。また、現在、水道局と建設局との間では、不定期にミー  
ティングが行なわれているとのことですが、債権回収に係る情報交換の場として定  
期的にミーティングを開催し、協力体制を強固にしていくことが望ましいと考えま  
す。

6. 不納欠損処理について（報告書 50 頁～53 頁）

<結果> 不納欠損処理の大部分が転居先不明という状況の中で、未収債権に対する  
方針を明確にするとともに、転居先不明による未収債権削減にむけた取組み（例え  
ば、市民への転居先通知促進のための啓蒙活動等）を検討する必要があると考えら

れます。

<意見> 水道局から返還されてきた未収債権は、転居先不明によるものが大部分を占めています。転居先不明が未収理由の場合、滞納が発生した時点で、実質的に回収が困難と予想されます。一方で、下水道使用料の5年の時効を迎えるまでは、不納欠損処理されないため、平成16年度決算の場合、実質的に回収可能性が低い債権69百万円が計上されていることとなります。返還された時点で、回収可能性が低いと判断される債権に関しては、貸倒引当金の計上を検討する必要があります。

### Ⅲ 契約事務（報告書54頁～78頁）

#### ① 委託と請負の区分について（報告書65頁～66頁）

<意見> 業務委託を随意契約による場合の理由をより画一的・客観的に判断するガイドライン等の制定が必要と思われます。また垂水処理場の委託契約について見られるような大型の委託契約については請負契約と同じように公募型指名競争入札によることを検討することが望ましいと考えます。

#### ② 落札予定価格の事前公表について（報告書66頁～67頁）

特にお伝えすべき事項はありません。

#### ③ 工事の分割（発注単位）について（報告書67頁～68頁）

特にお伝えすべき事項はありません。

#### ④ J V構成員破綻の場合の手續について（報告書68頁～69頁）

特にお伝えすべき事項はありません。

#### ⑤ 随意契約理由について（報告書69頁～72頁）

<意見> その事務が（財）神戸市都市整備公社にしか委託できない専門的なものであるのか、また、その専門性は（財）神戸市都市整備公社しか保有していないのか、を更に検討し、民間に門戸を広げてゆく可能性を探る必要性があると思われます。

⑥ 業者の固定化及び包括的民間委託について（報告書 72 頁～73 頁）

＜意見＞ 同一の委託先との間で委託契約を長期間継続しているケースではもう一度事業の内容を見直し、委託先の変更が可能であると結論が出た事業においては、業者の能力による選別を予め行った上で可能な限り入札により委託先を選定すべきであると考えます。また包括的民間委託についてもさらに導入の検討を押し進めてゆく必要があると考えます。

⑦ V E 特約条項付契約及びV E 提案付入札の機能状況について（報告書 74 頁）

＜意見＞ V E 特約条項付契約及びV E 提案付入札をより積極的に活用し、公共工事のコスト削減を押し進めることが必要と考えられます。

⑧ （財）神戸市都市整備公社の事業再委託について（報告書 74 頁～76 頁）

＜意見＞ （財）神戸市都市整備公社が神戸市より委託を受けた事務について外部に再委託に出す場合、再委託先の選定及び再委託先の事務の監督等に関して神戸市の事務負担が軽いと考えられるケースでは、コスト削減の見地から直接神戸市が業者を選定する可能性を検討すべきであると思います。

⑨ （財）神戸市都市整備公社の事業再委託手続きの妥当性の検証について（報告書 76 頁～77 頁）

＜意見＞ 神戸市が（財）神戸市都市整備公社に随意契約により請負依頼した業務のうち、再請負時に入札要件に当てはまっている案件については、神戸市の支払額が増加するリスクを回避するためにも、整備公社の神戸市への入札依頼状況のチェック、および整備公社への入札の催告が必要であると思われます。

⑩ 神戸市からの事務費支払いについて（報告書 77 頁～78 頁）

＜結果＞（財）神戸市都市整備公社へ随意契約により委託、請負を依頼する場合の事務費の算出根拠について再検討し、情勢変化に伴い定期的に見直してゆく制度の導入が必要と思われます。

#### IV 財産管理（報告書 79 頁～92 頁）

##### 1. 固定資産に係る会計処理について（報告書 79 頁～81 頁）

＜結果＞ 下水道事業会計では、資本的支出と収益的支出の区別が企業会計のように明確に区別されていません。撤去費及び原状復帰費は、企業会計では明らかに固定資産の取得原価に含めるべきでない支出です。従って、固定資産を計上する際には、見積書等証憑書類をよく吟味し、取得原価となるものと、費用となるものとを明確に区別する必要があります。

＜意見＞ 企業会計では、費用収益対応の原則を適用するため、固定資産の使用開始時点で収益を獲得するための費用として減価償却費の計算を開始します。従って、下水道事業会計の業績を適正に計算するためには、固定資産の減価償却費の償却開始時期を試運転が終わり、実際に使用開始した時点を取得日とし、取得日から減価償却費を計算すべきです。

##### 2. 財産管理の一元化について（報告書 81 頁～82 頁）

＜意見＞ 建設局が管理している東灘処理場の土地の土地調書と土地謄本及び地籍図とを照合しました結果、分筆された土地の中でみなと総局管轄の土地が建設局の土地に点在しています。建設局の土地、みなと総局の土地とも神戸市の公有財産である限り、土地の管理・運用の効率性の観点から、その使用状況機能から所有する一つの部局で一元管理することが望ましいと考えます。

##### 3. 財産管理の現物確認について（報告書 82 頁～83 頁）

＜結果＞ 視察を行った事業所について、機械装置、工具器具備品の物品に固定資産ナンバー、取得年月日及び資産名等が記載される識別票が全く貼付されておられませんでした。

識別票は、現物を管理する上で必要となりますし、現物確認の手続きを効率的に行う上でも必要なものですので、識別票の貼付は必要と考えます。

#### 4. 投資の効率性について（報告書 83 頁～87 頁）

##### ① 垂水処理場全体構想

＜意見＞ 2025 年のマスタープラン通りに推移しているかどうかについては検証できていませんが、現在は段階的な設備投入がなされており、今後全体構想に見合う施設整備がなされると、過大施設となる可能性があります。

また、将来の需要予測について人口をベースとして施設の規模が決定されています。神戸市の場合、ポートアイランド第 2 期工事のように、企業の誘致にも力を入れているわけでありますから、例えば、進出企業の予測データをできるだけ実態に即した形で加味する等、予測精度の向上に努めていくことも必要であると思われま

す。

##### ② 玉津処理場の拡張工事

＜意見＞ 平成 16 年度実績処理水量は、79,421 m<sup>3</sup>となり、当初需要予測の 68.4%にとどまっています。この原因は、阪神・淡路大震災の影響もあったことかもしれませんが、予想した以上にニュータウン開発が進まず、それに伴う人口増が見込めなかったことによります。結果、処理水質を高度化する取組みがなされ有効に活用する努力はなされていますが、施設の余裕が生じています。

#### 5. 共同溝について（報告書 87 頁～92 頁）

＜結果＞ 国道 2 号神戸共同溝事業に対してすでに下水道事業から 1.9 億円が支払われています。この共同溝が神戸市民にとって有益なものであるならば、投資回収を図るためにも早期に維持管理に関する管理協定を結び、一日も早い供用開始に努めるべ

きです。

また、当初の供用開始予定が平成 11 年度であり、今現在でも未供用の状態が続いています。確かに平成 7 年に起きた阪神・淡路大震災があったためその補修等で完成が伸びたことありますが、伸びている原因を究明し、今後の共同溝の参画への参考にすべきです。

## V 人件費（報告書 93 頁～106 頁）

### 1. 人件費について（報告書 93 頁～96 頁）

<意見> 人件費については、人員の削減が行われ、人件費総額及び一人当たり人件費も減少傾向にあり、一定の費用削減効果が現れています。しかし、年齢構成の違いや退職給与金の計上方法の差異等により、単純な比較は難しいものの、他都市との比較では、依然高いレベルにあることから、一層の努力が望まれます。

### 2. 給与について（報告書 96 頁～98 頁）

特にお伝えすべき事項はありません。

### 3. 特殊勤務手当について（報告書 98 頁～99 頁）

特にお伝えすべき事項はありません。

### 4. 賞与について（報告書 99 頁～101 頁）

<意見> 勤勉手当については、基準日以前 6 月以内の勤務成績に応じて支給されることと規定されていますが、懲戒処分や長期欠勤等のない限り、通常の出勤状況であれば満額支給されており、内容としては期末手当と実質的に違いはありません。平成 18 年度から、部長級職員、課長級職員を対象に、勤勉手当の一部に業績や職務遂行能力

等の勤務成績を反映することが予定されていますが、今後とも勤勉手当本来の制度趣旨を踏まえ、勤勉手当への勤務成績反映のあり方について検討していくことが望まれます。

#### 5. 賞与引当金について（報告書 101 頁～102 頁）

<意見> 地方公営企業法においては、具体的に賞与引当金について規定されていませんが、地方公営企業法が発生主義の考え方をとっており、下水道事業の期末手当及び勤勉手当については、引当金の「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合」という要件に該当することから、当期の費用又は損失として引当金に繰り入れる必要があります。

規程によれば、期末手当は算定基礎額に一定割合を乗じて計算されていますが、算定割合を決める期間が、基準日以前6月以内の期間における在職期間とされており、また勤勉手当についても、算定割合を決める期間が、基準日以前6月以内の期間における勤務期間となっていることから、基準日以前6月の期間が実質的に支給対象期間と考えられ、決算時には、12月1日から3月31日までの4月分は既に発生していると考えられます。発生金額も合理的に見積もることが可能であることから、支給見込額を引当金として計上しておく必要があります。

平成16年度の要引当額を平成17年7月の支給額に基づき計算すると下記のようになります。

<7月支給額に基づく概算額>

収益的支出 245 百万円 × 4/6 = 163 百万円

資本的支出 91 百万円 × 4/6 = 60 百万円

計 224 百万円

6. 退職金について（報告書 102 頁～104 頁）

特にお伝えすべき事項はありません。

7. 退職給与引当金について（報告書 104 頁～106 頁）

＜結果＞ 退職給与引当金については、少なくとも自己都合退職の場合の期末要支給額を計上しておく必要があります。引当不足額 36 億円については、下水道事業会計の経営状況も勘案しながら、一定の年数（平均残余勤務期間内、例えば 15 年）で規則的・計画的に充当していくことを検討する必要があります。

VI 環境会計への取組について（報告書 107 頁～110 頁）

特にお伝えすべき事項はありません。

以上